

20. 稲沢市

2009年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p>
回	<p>【2】1. (1) ①</p> <p>低所得者に対する保険料の減免制度については、それぞれの自治体で独自に行うものではなく、全国共通の問題であり、介護保険制度の中で対応することと考え、今年6月全国市長会でも「国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう」重点要望として、国に要望しております。</p>
答	

2009年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>②低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。</p>
回 答	<p>【2】1. (1) ②</p> <p>低所得者に対する利用料の軽減については、施設入所者の食費・居住費は、それぞれ一般のかたが1日1,380円とユニット型個室は1,970円の負担であり、所得階層の第1段階の生活保護受給者または市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者は、300円と820円、第2段階の市民税世帯非課税のかたで合計所得金額と課税年金収入額合わせた額が80万円以下のかたは390円と820円、第3段階の市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額を合わせた額が80万円以上のかたは650円と1,640円に軽減されていますが、減免制度については、それぞれの自治体で独自に行うものではなく、全国共通の問題であり、介護保険制度の中で対応することと考え、今年6月全国市長会でも「国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう」重点要望として、国に要望しております。</p>

2009年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ③新基準による要介護認定について ア. 10月から「見直し」による介護認定が4月から新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。 イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配付してください。 ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。</p>
回	<p>【2】1. (1) ③ ア. 更新申請をされた方に対しましては、「要介護認定等の方法の見直しに係る経過措置希望調書」をお願いしているところでありますが、特に新規申請で自立と判定された方に対しましては、文書にて「見直し」があったことをお知らせし介護認定申請を勧めたいと考えております。 イ. 現時点において、説明書を配布する予定はありません。 ウ. 居宅介護支援事業所を対象に研修会を開催したいと考えております。</p>
答	

2009年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行ってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p>
回	<p>【2】1. (1) ④ 平成21年秋に地域密着型特定施設入居者生活介護29床の新設を予定。 平成22年4月に特別養護老人ホーム20床のショートからの転換及び介護老人保健施設15床の増設を予定しております。 また、認知症高齢者グループホーム1か所18床を公募しました。</p>
答	

2009年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>
回	<p>【2】1. (1) ⑤ 現段階において、財政的支援をする考えはありません。</p>

H21年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情事項	<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>① 配食サービスは、料金を引き上げることなく、毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。</p> <p>② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。</p> <p>ア 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援 イ 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充</p>
回答	<p>① 配食サービスは、毎週月・火・水・木・金曜日の昼食を実施し、自己負担額につきましては、1食につき 250 円に設定しております。会食（ふれあい）方式の実施につきましては、実施業者の問題等もありますが、今後の検討事項とさせていただきます。</p> <p>② ア.H20年7月からコミュニティーバスが運行され、足のない高齢者の外出に利便の向上が図られるようになった。</p> <p>イ.自立高齢者の生活の助長、心身機能の維持向上を図ることを目的として、市内の3事業者が老人福祉施設等でのデイサービス事業や、介護予防のための情報交換、レクリエーション等で一日を楽しく過ごしていただく高齢者ふれあいサロンを21年度から8ヶ所から16ヶ所に増設し、委託事業として行っている。月2回以上の開催を条件に1回3,000円を限度に支払っている。</p>

2009年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について (3) 障がい者控除の認定について ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p>
回	<p>【2】1. (3) ① 12月31日現在で介護度が6ヶ月以上継続していることなどの条件はあるものの、原則として要介護1以上の方すべてを対象としています。</p>

2009年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について (3) 障がい者控除の認定について ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>
回 答	<p>【2】1. (3) ② 対象者に対しては、申請書及び認定書を同時に送付しています。</p>

2009年 自治体キャラバン 回答書

(国保年金課)

陳 情 事 項	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2.高齢者医療などの充実について</p> <ul style="list-style-type: none">①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。
回	<ul style="list-style-type: none">①現在、在宅におけるひとり暮らし老人及び戦傷病者、自立支援精神通院者について、市単独事業で対象としておりますが、拡大は考えておりません。②平成22年3月まで自己負担を1割に据え置かれていますが、それ以降の1割分助成は、考えておりません。③資格証明書の交付は、愛知県後期高齢者医療広域連合が行うもので、納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間未納が続く方について、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行われるものです。一律に機械的に実施されるものではなく、被保険者の方の生活状況を十分に考慮して極め細やかな対応に努めます。④障害者医療制度は、愛知県の助成基準に沿って対応しており、今後も同様に実施するもので、ご指摘の障害者の適用は考えておりません。
答	

2009年 自治体キャラバン 回答書

(保健センター)

陳 情 事 項	2. 高齢者医療などの充実について ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。
回 答	2. 高齢者医療などの充実について ⑤肺炎球菌ワクチンの接種については、予防接種法による任意接種となっており、費用負担は個人負担でお願いいたします。

2009年 自治体キャラバン 回答書

(国保年金課)

陳 情 事 項	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>3.子育て支援について</p> <p>①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。</p>
回 答	<p>① 中学校卒業までの医療費無料制度を実施した場合、大幅な財源が必要となります。財政の厳しい中、当面拡大については、慎重に検討してまいります。</p>

(保健センター)

陳 情 事 項	<p>3. 子育て支援について</p> <p>③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。</p>
回	<p>3. 子育て支援について</p> <p>③ヒブワクチンの任意予防接種については、予防接種法による任意接種となつており、費用負担は個人負担でお願いいたします。</p>
答	

2009年 自治体キャラバン 回答書

(国保年金 課)

陳 情 事 項	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>4. 国保の改善について</p> <p>①保険料(税)について</p> <p>ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ.少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ.前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。</p> <p>エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>
回 答	<p>①</p> <p>ア.</p> <p>稲沢市民全員が国保加入者ではありませんので、一般会計からの繰り入れを増やし、そこだけ手厚くすることは、国保に加入されていないかたからの理解を得ることが難しいと考えます。保険税の引き上げにつきましても、平成18年度及び平成19年度の単年度収支において、それぞれ2億円を超える赤字となっていることから、保険税の引き上げもやむをえない状況にあるともいえます。また、減免制度を拡充し払える保険税にすることについては、既に、平成19年度国保税では、均等割と平等割を対象として、7,410世帯でおよそ3億2千万円減額し、また、所得割額を対象として、2,426件でおよそ1千8百万円減免しており、更なる拡充は、他の保険者の理解を得ることは厳しいものがあるので考えておりません。</p> <p>イ.</p> <p>地方税法703条の4第10項及び第24項に基づき被保険者均等割額を一般被保険者の数に按分して算定することとする定めがあるので、就学前の子どもについても、均等割の対象としなければなりません。</p> <p>ウ.エ.</p> <p>所得低下による国保税への反映は、次年度となるのが原則であります。この保険税の所得割額等の減免制度については、前年と所得が変わらない同一所得の被保険者との均衡を考慮する必要があり、現行以上の所得制限の引き下げや条件の緩和については、考えておりません。</p>

2009年 自治体キャラバン 回答書

(国保年金 課)

陳 情 事 項	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>4. 国保の改善について</p> <p>②保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p> <p>ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p>
回 答	<p>②</p> <p>ア.</p> <p>現在、資格証明書の交付の措置は行っていません。ただし、国保の被保険者間の負担の公平を図る観点などから、特別な事情がないにもかかわらず保険税を滞納している被保険者に対し、この措置の導入実施をせざるを得ません。なお、中学生以下の子どもに対しては、短期証を郵送で交付しています。</p> <p>イ.</p> <p>国保税の未納世帯については、納税相談等の方法により未納世帯の実態把握に努めて、短期保険証発行の対策を講じていますが、分納が認められた場合は、有効期限を延長して保険証を発行しています。</p> <p>ウ.</p> <p>滞納処分につきましては、納税者のかたの生活実態を把握し、進めさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。</p>
答	

2009年 自治体キャラバン 回答書

(国保年金 課)

陳 情 事 項	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>4. 国保の改善について</p> <p>③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。</p>
回 答	<p>③ 要綱により生活保護基準額の1.15倍以下の場合一部負担金の免除、1.15倍を超え1.30倍以下の場合は、4段階により一部負担金を減額することを規定しています。</p> <p>この制度については、国民健康保険特集号やホームページにより周知を図っており、また、市の生活保護担当者と連携を図り相談等を行っています。</p>

2009年 自治体キャラバン 回答書

(福祉課)

陳 情 事 項	<p>5. 障がい者施策の充実について</p> <p>① 障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。</p> <p>② 市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくしてください。</p> <p>③ 親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。</p>
回 答	<p>① 国の制度に則って実施しており、現在のところ軽減は考えておりません。</p> <p>② 地域生活支援事業の利用料をなくすことは、現在のところ考えておりません。それぞれに軽減措置（非課税の場合 5 %）を設けており、特に利用の高いストマ装具及び紙おむつについては、通常の 1 / 2 軽減を行っております。</p> <p>③ 建設・設置補助については、国等の補助基準額に基づき補助率を決めており現在のところ単独での補助は考えておりません。 また、運営費補助については、対象事業所に国の制度に則り実施しており、現在のところ単独の補助は考えておりません。</p>

陳 情 事 項	<p>6. 健診事業について</p> <p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。</p> <p>②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。</p> <p>③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにして下さい。</p>
回 答	<p>6. 健診事業について</p> <p>①当市では、歯周疾患検診を無料で実施しております。がん検診については、自己負担があります。現在の市の財政状況を考慮しますと、がん検診の自己負担は、引き続きお願いしたい。実施期間の通年化につきましては、事後処理等のため業務に支障が生ずることが考えられ、難しさがあり、集中して受けていただくためにも、期間限定の現行のとおりで考えております。乳がん検診は、国の基準を満たすため集団で実施しております。意がん検診については、集団・個別医療機関委託で実施しております。その他のがん検診・歯周疾患健診は、医師会、歯科医師会の協力のもと個別で実施しております。</p> <p>②40歳未満の健康診査は、従来から無料で実施しております。</p> <p>③歯周疾患健診につきましては、市の財政面を考慮し、国の指針どおり節目年齢 40.50.60.70 歳のかたを対象に無料で実施いたします。</p>

2009年 自治体キャラバン 回答書

(福祉 課)

陳情事項	<p>【2】</p> <p>7. 生活保護について</p> <p>①生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。</p> <p>②稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。</p> <p>③専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。</p>
回	<p>①及び② 憲法第25条および生活保護法に基づき、引き続き生活保護申請権を尊重し適正に対応してまいります。</p> <p>③ 適正な職員配置に努めます。</p>
答	

2009年 自治体キャラバン 回答書

(国保年金課)

陳 情 事 項	<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。</p> <p>②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。</p> <p>④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。</p>
回	<p>①今後の動向を見守りながら、必要があれば市長会等を通じ国に要望してまいりたいと考えております。</p> <p>②後期高齢者医療制度の廃止については、今後の動向を見守りたいと考えております。また、国民健康保険への国庫負担の増額についても、国や県の動向等をみて対応を考えまいります。</p> <p>④福祉医療に関することについては、原則、国で実施すべき事業と考えております。なお、小学校1年生までの医療費無料制度については、現在、市の単独助成事業で実施済みであります。またこの制度の創設については、機会が在れば、市長会等を通じ現物給付による子どもの医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額の廃止と併せ、国に要望してまいりたいと考えております。</p>
答	

2009年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p>
回	<p>③介護保険の給付費にかかる財源は、介護保険料と公費で賄われております。その内訳は、保険料と公費がそれぞれ50%となっております。公費の負担割合については、介護保険法で定められており、国と県で32.5%、市が12.5%、調整交付金が5%という内訳になっております。しかし、調整交付金は75歳以上の高齢者の割合、所得段階の割合により全国の市町村で調整がなされるため、今年6月の全国市長会でも「給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化するよう」重点要望として、国に要望しております。</p>
答	<p>介護認定基準を元に戻すことにつきましては、4月1日から新基準で実施しておりましたが、10月1日申請分から74項目のうち43項目の見直しにより判定の軽度化の是正が図られるところでありますので推移を見守りたいと考えております。</p> <p>介護労働者の処遇改善につきましては、昨年「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が施行され、本年4月に介護従事者等の処遇改善を目的とした介護報酬の引き上げ改定があり、平成21年度国の補正予算において、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成について10月分から実施されることであります。また、国の動向を見守りたいと考えております。</p>

2009年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>⑦介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。</p>
回	<p>⑦機会があれば、市長会等を通じ国に要望していこうと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

2009年 自治体キャラバン 回答書

(国保年金課)

陳情事項	<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>2. 意見書・要望書</p> <p>①後期高齢者医療制度を選択しない65歳～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。</p> <p>③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。</p> <p>④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。</p> <p>⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。</p> <p>⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。</p> <p>⑦精神障がいのある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。</p>
回	<p>①②⑤⑦福祉医療全般につきましては、本来国が実施すべき事業と認識をしていますが、当面は愛知県の助成制度に沿って、県内各市とともに補助の拡大を図るよう要望をしてまいりたいと考えております。</p> <p>③⑥県の動向及び各市の状況をみて対応を考えてまいります。</p> <p>④については、すでに広域連合から要望が出されております。</p>
答	

2009年 自治体キャラバン 回答書

(国保年金課)

陳 情 事 項	<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p> <p>①愛知県に健康診査事業への補助金を行うように要請してください。</p> <p>②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。</p> <p>③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。</p> <p>④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。</p>
回	<p>①については、すでに広域連合から要望が出されています。</p> <p>②③④について、愛知県後期高齢者医療広域連合議会においてすでに審議がなされご理解をいただいているところですが、必要に応じて運営上の課題が生ずることがあれば要望をしてまいりたいと考えております。</p>
答	